

防府市人権学習推進市民会議補助金交付要綱

平成 2 5 年 1 1 月 2 9 日 制定

（目的）

第 1 条 この要綱は、防府市人権学習推進市民会議の活動経費の一部を補助することにより、人権学習市民会議の活動の推進を図ることを目的とする。

（補助金の額）

第 2 条 補助金の額は、市の予算の範囲内で市長の定める額とする。

（補助金の交付申請）

第 3 条 補助金を受けようとするときは、補助金交付申請書に予算書及び事業計画書を添え、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第 4 条 市長は前条の申請書を受けたときは、これを審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助の交付決定を当該申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第 5 条 補助金の交付決定を受けたときは、補助金請求書を市長に提出するものとし、市長はこの請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（実績報告）

第 6 条 事業が完了したときは、速やかに実績報告書を市長に提出しなければならない。

（その他）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 1 1 月 2 9 日から施行する。